

議案第 48 号

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市営駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市営駐車場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(督促及び延滞金) 第 12 条 略 2 市長は、前項の規定により督促状を発した場合においては、<u>督促手数料</u>を徴収する。 3 <u>前項に規定する督促手数料は、橋本市税条例(平成 18 年橋本市条例第 70 号)第 21 条第 2 項の規定を準用する。</u> 4 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (延滞金の割合) 3 当分の間、<u>第 12 条第 4 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特別基準割合適用年」という。)中においては、<u>年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u>	(督促及び延滞金) 第 12 条 略 2 市長は、前項の規定により督促状を発した場合においては、<u>督促状 1 通につき、50 円の督促手数料を徴収する。</u> 3 略 附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 略 (延滞金の割合) 3 当分の間、<u>第 12 条第 3 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特別基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特別基準割合適用年」という。)中においては、<u>年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u>

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。